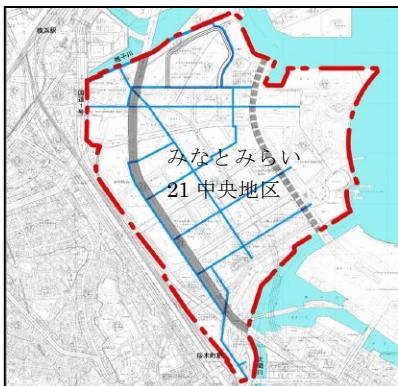


## みなとみらい21中央地区で 屋外広告物を設置する場合は協議が必要です！



みなとみらい21中央地区では、これまで地区内の地権者の皆さまとともに「みなとみらい21街づくり基本協定」を締結し、横浜を代表する都市景観を作り上げてきました。

さらに、この協定の趣旨を活かし、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づいて「都市景観協議地区」にも指定し、質の高い景観形成に取り組んでいます。

市民・事業者の皆様にも、横浜を代表する街として相応しい魅力あふれる景観の創造に努めていただきますようご協力をお願いします。

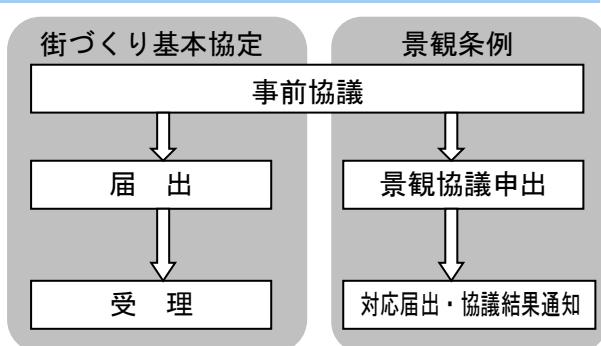
### ◆屋外広告物に関する手続きのご案内

当地区内で、屋外広告物を設置する場合は、地域のルールや横浜市の基準に適合するものとし、次の手続きを行う必要があります。

	手続き	基 準	手続きが必要な規模	窓 口（詳細裏面）
協定	「みなとみらい21街づくり基本協定」に基づく事前協議および届出	屋外広告物規準 独立広告物設置規準 ビルサイン計画規準	表示面積 2m <sup>2</sup> 以上	一般社団法人横浜 みなとみらい21 (TEL) 045-682-4404
条例	「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」（景観条例）に基づく協議	みなとみらい21中央地区 都市景観形成ガイドライン	全て	都市整備局みなとみらい 東神奈川臨海部推進課 (TEL) 045-671-3516

- ※ 当地区内では、のぼり旗等の広告旗や立看板は設置できません。ただし、周辺の景観に十分配慮し、上記の関係機関と十分協議のうえ認められたものはこの限りではありません。
- ※ 当地区内では、屋上広告物は設置できません。屋根面を利用する広告物も原則設置できません。
- ※ 既に設置されている屋外広告物もこれら基準に適合するよう努めてください。また、貼りかえや付けかえなど掲出内容を変更する場合はそれぞれ手続きが必要です。
- ※ イベントなど一定の期間継続して掲出するものも手続きの対象となります。
- ※ 公共空間でその他法令に基づき管理者の許可を受けて掲出するものも手続きの対象となります。
- ※ 広告物の形態によってはそれぞれ手続きの要・不要が異なる場合があります。
- ※ 景観条例に基づく協議の申出と合わせて別途、「地区計画」の届出が必要です。

### ◆手続きの流れ



### ◆ホームページのご案内

- みなとみらい21街づくり基本協定  
(屋外広告物規準・独立広告物設置規準・ビルサイン計画規準)  
<https://ymm21.jp/area-management/dev/basic-agreement/>
- 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例  
(みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドライン)  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/mm21/keikansakutei/keikan.html>

## ◆協議の対象となる屋外広告物とは…

屋外広告物とは、次の要件すべてに当てはまるものをいいます。

### 【1】 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること

街頭で配布されるビラやチラシなどは屋外広告物ではありませんが、ビラやチラシが壆等に貼られると定着性を有することになり、屋外広告物に該当します。イベント期間中等の短期間の表示でも対象行為です。

### 【2】 屋外で表示されるものであること

建物の外壁や窓面など屋外に直接設置するものに限らず、屋外に面して「窓の内側から表示するもの」についても対象となります。

### 【3】 公衆に表示されるものであること

来街者や就業者など多数の人に向けて表示するものですが、駅構内の利用者や特定の施設内で観客または関係者のみを対象とした掲示物は、屋外広告物には該当しません。

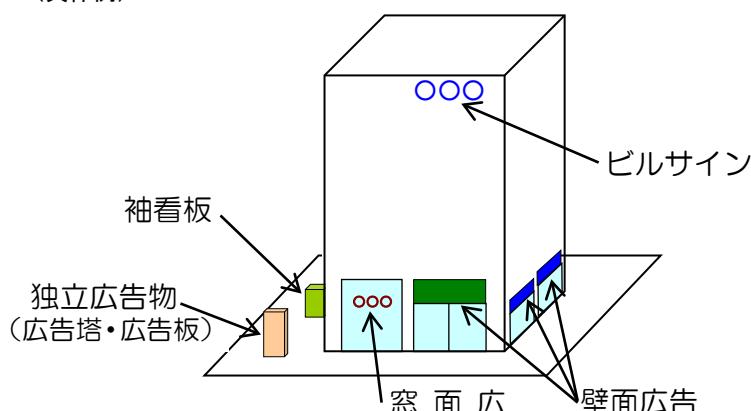
### 【4】 看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出・表示されたもの、これらに類するものであること

広告物そのもの（看板、はり紙、はり札）のほか、広告を掲出・表示する広告塔や広告板、建物その他の工作物等（壁面や壆等）を利用して掲出・表示されるものなど幅広く含みます。

商業広告など営利目的のものはもちろん、名前や営業所名の表示、催し物・集会等の案内を公衆に宣伝するものなどその表示内容にかかわらず、非営利的なものであっても、「屋外広告物」に該当します。



(具体例)



※その他に次のようなものも対象となります。

- ・駐車場サイン、フラッグ、アドバルーン
- ・ショーウィンドウ・キャノピー・テント
- 日除けなどに表示するもの
- ・仮囲い・フェンスなどに表示するもの

## ◆お問い合わせ先

窓口	所在地	連絡先
〈街づくり基本協定〉 一般社団法人 横浜みなとみらい21	横浜市西区みなとみらい 2-3-5 クイーンモール3階	TEL 045-682-4404 FAX 045-682-4400
〈景観条例〉 横浜市 都市整備局 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課	横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階	TEL 045-671-3516 FAX 045-651-3164

※ 広告物の形態・規模により、このほかに「[横浜市屋外広告物条例](#)」の許可申請が必要です。

(屋外広告物条例の手引き)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugaitetsuzuki/okugaitebiki.html>

[お問い合わせ先] 横浜市 都市整備局 景観調整課

TEL 045-671-2648